

5 葬儀における消費者トラブルの防止に関する協定団体一覧

川崎市では、葬儀の契約時における事業者と消費者間のトラブルを未然に防止するため、葬儀事業者団体と消費者支援協定を締結しています。

この協定では、葬儀の契約が消費者にとって明確かつ公正なものとなるよう、事業者が守るべきさまざまな規定を設けています。例えば、不適正な勧誘の禁止、適正な仕様書等の提出、葬儀施行後の変更の際に於ける消費者の事前了承などです。協定内容については、20ページをご覧ください。

また、葬儀に関する相談や依頼等は事業者団体へ直接お問合せください。

注意

葬儀を依頼するときは、次の事業者団体を通して加盟店を確認の上、複数の見積書をとって十分納得してから契約を交わしましょう。

令和4年7月1日現在(3団体)

No.	団体名	住所	電話	HPアドレス
1	特定非営利活動法人 お葬式情報案内センター	多摩区西生田 2-14-3	0120- 652-612	http://www.osoushikiannai.com
2	特定非営利活動法人マイエリア あさがお葬儀社紹介センター	渋谷区神宮前 6-23-4 2階 中原区井田杉山町 3-1 (川崎連絡所)	0120- 874-867	https://kawasaki-sogi.org/
3	川崎葬祭具協同組合	中原区小杉町 3-26	0120- 465-003	https://www.kawasoukyo.com

上記事業団体の活動

【相談窓口の設置】

葬儀に関する相談窓口を設置し、お葬式の相談や見積、葬儀業者とのトラブルなど、葬儀前、葬儀後のご相談を無料で受付けています。

【指導】

上記団体に加盟している事業者に対し、以下のことを指導しています。

- ・ 葬儀の契約をするにあたり、不適正な勧誘を行わない。
- ・ 見積書や契約書を葬儀開催前に消費者へ必ず提示する。
- ・ 葬儀を最後まで責任を持って行う。
- ・ 葬儀は途中変更のないように計画する。
- ・ 葬儀請負契約は書面で行う。
- ・ 葬儀が終わった後、葬儀内容を確認した旨の書面に消費者の署名押印をもらう。

【検査】

加盟事業者が葬儀を行った際、消費者へのアンケート調査などを行い、サービスについて問題点がないかどうかの確認をしています。